

電苑 旅費規程

制 定 平成 25 年 10 月 26 日

(目的)

第 1 条 この規程は、電苑の役員の指示により国内出張する場合の旅費の支給について定める。

(旅費区分)

第 2 条 出張にあたっては、次に定める旅費を支給する。

(1)交通費

(2)日 当 (食事代含む)

(3)宿泊料

(交通費)

第 3 条 交通費は、全て実際の経路による実費支給とする。但し、その経路は最短時間の経路とする。(領収書不要、自己申告とする)

営業用乗用車(ハイヤー、タクシー等)の利用は原則として認められない。

(但し、現地行き先詳細が不明等により上記使用がやむを得ない場合は、領収書の提出を持って認める。)

自家用車を利用した場合には、計算式 (¥10.-/Km X 走行距離 Km) による交通費を支給する。(実走行距離 Km の小数点以下は切り上げとし、自己申告とする。)

(日当)

第 4 条 1 日に 4 時間以上を費やした場合に、¥1,500.-/日を日当として支払う。

(宿泊料)

第 5 条 実費とする。但し、上限を¥15,000.-とする。

(附則)

この規程は、平成 25 年 10 月 26 日開催の年次役員総会により承認された。
平成 25 年 11 月 1 日より施行する。